

近代化遺産の価値体系に関する提案

熊本大学工学部 学生会員 ○波多江萌

熊本大学大学院 正会員 本田泰寛

熊本大学大学院 正会員 田中尚人

1. はじめに

産業遺産・土木遺産などの近代化遺産の価値は学術的な研究者のみで共有され、専門家以外の一般の人々にとって、複雑で難解なものとなっている。また、産業・交通・土木と分類される近代化遺産に関する研究は、構造物や物件自体の調査報告、もしくは評価方法に関するものが主流であり、ほとんどの論文が遺産の保存を前提としているのに対して、「なぜ保存するのか」という価値に対する言及はあまり見られない。

本研究では、近代化遺産の価値を考察し、保全のあり方を考える。そのために、価値を分かりやすく表現することで、専門家以外の人々の理解を促し、これを共有できるようにすることが本研究の目的である。

2. 近代化遺産に対する価値の整理

近代化遺産は、産業・土木・交通と範囲が広く、関連する学術団体や組織も様々である。そこで、現在、近代化遺産について各組織がどのように価値を認識して研究や保存活動を行っているのかを把握するために、それぞれの価値付けについて調査した。

(1)文化財としての近代化遺産の価値付け

1)ユネスコによる世界遺産の価値

世界遺産には、文化遺産、自然遺産、複合遺産があり、近代化遺産が含まれるのは文化遺産である。文化遺産に認められている価値は「歴史上、芸術上、学術上、民族学上または人類学上顕著な普遍的価値」である。記述すると、(i)～(vi)となる。

- (i) 人間の創造的才能を表している
- (ii) 建築、科学分野の発展に寄与し、ある期間・文化圏内で価値観の交流を表す
- (iii) 文化的伝統または文明の存在を伝承する物証である
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語っている
- (v) ある文化（複数の文化）を特徴づけている
- (vi) 価値のある出来事、伝統、思想、信仰、芸術・文学的作品と関連がある

2)ニジニータギル憲章による産業遺産の価値

ニジニータギル憲章とは、国際産業遺産保存委員会（TICCIH）が産業遺産について制定したものである。この憲章で認められている価値は、庶民の生活記録やアイデンティティを与えるものとしての社会的価値、製造・工業・建造の技術的価値及び科学的価値、建築・デザインにおいての美的価値が言われている。

3)文化庁における重要文化財の価値

近代化遺産の多くが含まれる建造物を対象として、文化庁は意匠的・技術的・歴史的・学術的価値、地域特色の価値を認めている。また、文化的景観では地域の人々の生活・生業・風土の特色を示す価値を、伝統的建造物群保存地区では全体としての意匠、地割、地域特色の価値を示している。

(2)各学会による近代化遺産の価値付け

1)土木学会

土木学会は、主に近代化遺産の土木・交通分野を対象としている。以下、土木学会の評価基準に基づき、価値の分析を行った。

- ①技術的価値 【a.年代の早さ】より、日本初もしくは現存最古の形式や技術のものが存在する、【e.珍しさ】より、戦後になって取り壊されたため希少性が高いという価値が存在する。
- ②意匠的評価 【a.様式との関わり】より、当時の土木構造物は建築・土木の分業体制だったため、近代建築様式の壮麗な意匠・外観が見られる、【c.周辺景観との調和】より、風化により周囲の景観に埋もれ調和していく、逆に、年代を重ね備わる威厳のために周囲を圧倒する存在感を持つ、【d.設計当初のデザインに対する意識の高さ】より、史料が現存しているので当時の技術者の意識や考えを読み取れるという価値が存在する。
- ③系譜的評価 【a.地域性】より、地域の特性が読み取れる、【b.土木事業の一環としての位置づけ】より、壮大な土木事業の一端を知ることができる、【c.故事来歴】より、日本や地域の歴史、または芸術作品の見識を一層深める、【d.地元での愛着度】より、人々の記憶の中の思い出を蘇らせる鍵となるという価値が存在する。

2) 建築学会

建築学会では、「日本近代建築総覧」より、近代建築物の①建築年、②建築概要、③設計者・施工者について評価している。

3) 造園学会

造園学会では、「近代ランドスケープ遺産」として近代の公園・庭園・観光地の景観や、造園・ランドスケープに関する技術と史料において価値を見出している。

4) 産業考古学会

産業考古学会における産業遺産の価値は、前節で示したニジニータギル憲章に準じている。

5) 機械学会

機械学会では、「機械遺産」を①機械技術発展史上の重要な成果、②機械技術での国民生活・文化・経済・社会・技術教育への貢献の提示、と位置づけている。

(3) 既往研究における近代化遺産の価値付け

既往研究においては、「教育的」、「災害復興」、「まちづくりの活用」、「異化」、「地域の特性」、「観光」などの価値が示されていた。(例えば、山尾敏孝、熊本の代表的近代土木遺産と地域特性について、土木史, vol.18, pp.235-244, 1998 など)

3. 近代化遺産についての価値の分析

近代化遺産の価値を共有するため、一般人にも分かりやすい近代化遺産の価値体系を提案する。

(1) 熊本県下の近代化遺産調査に基づく指標の抽出

前章での価値付けを踏まえ、熊本県下における 10 種

類の近代化遺産を対象に価値を考察した。その結果、得られた価値は、近代化遺産の「本体自体が有する価値」、「地域における価値」、「情報に関する価値」、「人に関する価値」の 4 種類に大別することができた。

(2) 近代化遺産の価値体系の提案

価値の存在形態を構造的に理解するために、KJ法を用い価値を体系化した。その結果、図 1 のようになり、以下のように整理された。

- ・「人に関する価値」と「本体自体の価値」を位置づけると、両者を結びつけるものは「地域における価値」と「情報に関する価値」であった。
- ・「地域における価値」と「情報に関する価値」のどちらの価値も有するのは「風景」に関する価値であり、人と近代化遺産を結びつける大きな要因は「風景」である。

これらの価値を組み合わせる利用したのが、まちづくりや教育・観光資源などの活用という手段である。

4. おわりに

以上、既存の価値体系の分析、実地調査による関連性の視覚化により、一般人にも分かりやすい価値体系を提案した。今後は、この価値体系を炭鉱遺産に適用する予定である。

参考文献 紙面の都合上、代表的な文献のみを掲載する。1) 宇野いづ子訳：ニジニータギル憲章 - TICCIH 産業遺産憲章の暫定日本訳全文 - http://www.ricoh.co.jp/net-messena/ACADEMIA/IAS/NIZHNY_T_charter.html 2) 日本土木学会編：日本の近代土木遺産 - 現存する重要な土木構造物 2800 選 -, 2005, 3) 日本建築学会編：日本近代建築総覧, 技報堂出版 1980

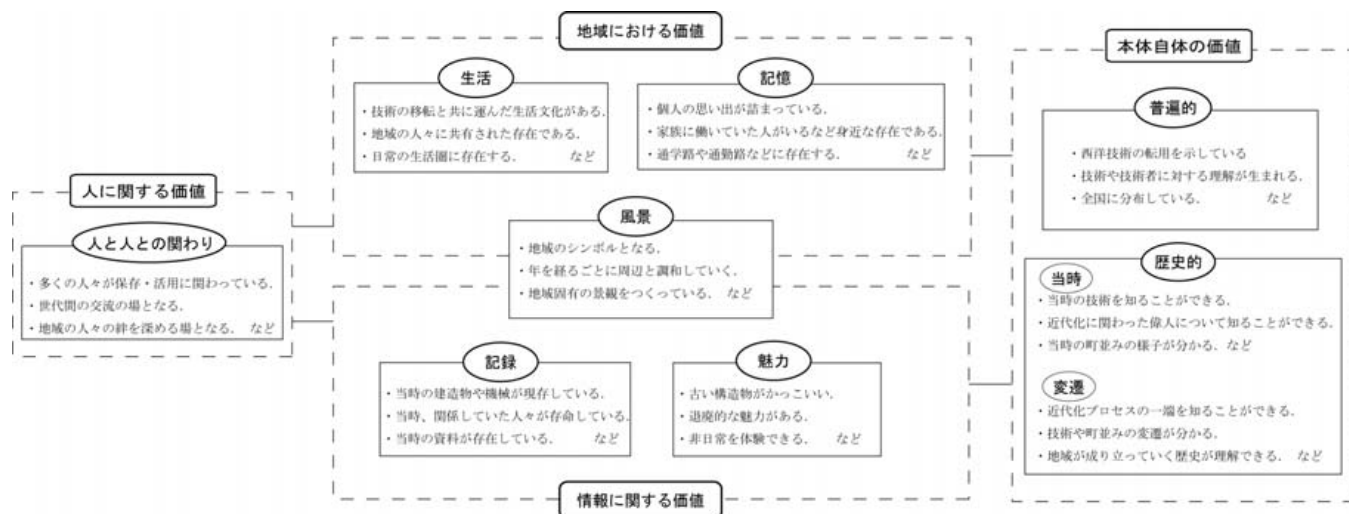


図1 近代化遺産の価値体系

「普遍的」：近代化遺産が有する普遍的価値

「歴史的」：構造物や施設自体より判明する、技術・様式などの一時代的特徴と変遷を把握できるという価値

「生活」：近代化遺産が生活の場に存在し、地域の生活文化を体現しているという価値

「記憶」：近代化遺産が地域の人々に思い出を思い起こさせる手段となる価値

「風景」：地域特有の風土を表現し、また、近代化遺産の視覚的な情報を感じ取れるという価値

「記録」：近代化遺産には、当時を知るための史料や証言が現存するという価値

「魅力」：近代化遺産の見た目や雰囲気から感じる視覚的な魅力

「人と人との関わり」：近代化遺産が人と人を繋げるコミュニティの場を与えるという価値